

押手山林道改良工事入札説明書

広島森林管理署の平成28年度、押手山林道改良工事に係る入札公告(建設工事)に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成28年12月2日

2. 分任支出負担行為担当官 広島森林管理署長 齋藤 均

3. 工事概要

(1) 工事名 押手山林道改良工事 (電子入札対象案件)

(2) 工事場所 広島県広島市安佐北区 (押手山林道)

(3) 工事内容 別冊図書及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工期 契約締結日の翌日から平成29年3月27日まで

(5) 使用する主要な資機材 コンクリート 11.2m³、一般型枠 24.0m²

(6) 支障木の有無 無

(7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(8) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所(相互の間隔が10km程度)において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

(9) その他

① 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

受付窓口:〒730-0822 広島県広島市中区吉島東3丁目2-51

広島森林管理署 総務グループ

電話 082-247-2201

受付時間:9時00分から17時00分(12時から13時までを除く。)

ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)は除く。

② 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争参加資格審査申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得したICカードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったICカードである。

4. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 近畿中国森林管理局における平成27・28年度に係る一般競争参加資格の「土木一式工事のA、B、C、D

等級」の一般競争参加資格認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再確認を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 平成13年4月1日から平成28年3月31日までの間に元請けとして完成・引渡しが完了した、下記①から④までのいずれかの要件を満たす工事の施工実績(以下「同種工事」という。)を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

同種工事:① 林道(林業専用道を含む)新設工事
② 保安林管理道等(資材運搬路を含む)新設工事
③ 林道(林業専用道を含む)改良工事
④ 林道(林業専用道を含む)災害復旧工事

なお、同種工事の施工実績が平成17年10月1日以降に完成した森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長(以下「森林管理局長等」という。)の発注した工事の場合、「林野庁工事成績評定要領」(平成10年3月31日付け)10林野管第31号林野庁長官通達)第4の3に規定する工事成績評定表の評定点(以下「評定点」という。)が65点未満のものは、実績として認められない。

共同企業体にあつては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち実績の一番高いもので評価する。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を配置できること。

① 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハの何れかに該当する者。

② 平成13年4月1日から平成28年3月31日までの間に完成・引渡しが完了した上記(4)の同種工事の施工経験を有する者であること。

共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上である場合のものに限る。ただし、共同企業体であつては、1人の主任技術者又は監理技術者が上記の同種工事の経験を有していればよい。

なお、当該経験が森林管理局長等が発注した工事に係る経験である場合、工事成績評定の評定点が65点以上のものに限る。

③ 監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。

・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

④ 入札に参加しようとする者と、直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書提出日以前において3ヶ月以上)があること。

⑤ 建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号、第15条第2号に規定する本店、営業所等の専任技術者に登録されている者でないこと。

(6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 近畿中国森林管理局長等が発注した工事のうち、平成26年度及び平成27年度に完成・引渡しした工事の実績がある場合においては、工事成績評定点の平均が65点未満のものは、実績として認められない。

(8) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 建設業法に基づく「土木工事業」の許可を受けている本店、支店又は営業所が、広島県内、又は隣接する鳥取県、島根県、岡山県、山口県内に所在すること。

また、共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務のない者を除く。)でないこと。

① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

(13) (2)の競争参加資格を有していない者であっても、競争参加資格の確認申請を行うことができる。

この場合、(1)及び(3)から(12)までの事項を全て満たしているときは、開札の時に(2)の事項を満たしていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。ただし、開札の時に(2)の事項を満たしていない場合は、競争参加資格がないものとする。

5. 設計業務等の受託者等

(1) 4の(8)の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

該当なし

(2) 4の(8)の「当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するである。

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料(2点について以下「申請書等」という。)を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4の(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4の(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

申請書及び資料の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は持参又は郵送(書留郵便に限る。)する(締切日必着)こと。

【電子入札システムによる提出の場合】

- ① 提出期間:平成28年12月5日から平成28年12月16日まで。
休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 提出方法:

電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」(様式1)、「競争参加資格確認資料」(様式2、3及び添付資料)1つのファイルにまとめ(圧縮ファイルでもよい。ファイル形式は③による)契約書の写し等の添付書類は本文の様式に貼り付けるか、様式とともに1つの圧縮ファイルにまとめ提出すること。

ただし、申請書等の合計ファイル容量が3MBを超える場合には、下記アからエの内容を記載した書面(様式は自由)を電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書・資料として送信し、必要書類の一式は持参又は郵送(書留郵便に限る。)でオの提出場所へ提出する(締切日必着)こと。電子入札システムとの分割提出は認めない。

ア 持参又は郵送する旨の表示

イ 持参又は郵送する書類の目録

ウ 持参又は郵送する書類のページ数

エ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

オ 提出場所:上記3の(9)の①と同じ

③ ファイル形式:

電子入札システムより提出する申請書及び資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ 一太郎(一太郎2015又はPro3以下)
- ・ Microsoft Word(Word2013形式以下)
- ・ Microsoft Excel(Excel2013形式以下)
- ・ その他のアプリケーションPDFファイル(Adobe Acrobat DC以下)
- ・ 画像ファイルJPEG形式又はGIF形式
- ・ 圧縮ファイルLZH形式

【紙入札方式による提出の場合】

- ① 提出期間:平成28年12月5日から平成28年12月16日まで。

休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)とする。

- ② 提出場所:上記3の(9)の①と同じ

③ 返信用封筒:

競争参加資格の有無の通知の返信用封筒(長形3号)を、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金(392円分)の切手を貼って、競争参加資格確認申請書・資料と併せて提出すること。

(2) 競争参加資格確認申請書は、様式1により作成すること。

(3) 競争参加資格確認資料は、次に従い作成すること。

提出書類は競争参加資格確認申請書(様式1)を1頁とした、通し番号を付するとともに全頁数を表示して提出すること(全頁数が10頁のときは「1/10」から「10/10」と表示。)

① 施工実績(様式2)

4の(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を様式2に1件記載すること。

ただし、同種工事の要件が複数(例:「林道の新設工事(林道規格2級以上)」及び「治山事業(溪間工事又は山腹工事)」の場合は、要件毎にそれぞれ1件、実績を記載すること(一方の要件に係る実績のみ記載の場合は同種工事の実績等と見なさない)ので注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事1件でよい。)

② 配置予定の技術者(様式3)

4の(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を様式3に記載すること。他の工事の従事状況においては、国・県・市町村・民間等全てにおいて、専任、非専任の立場に関わらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。なお、配置予定技術者として複数人の候補技術者を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合、他の工事を落札又は落札予定者となったことにより記載した技術者を配置することができなくなったときは、直ちに競争参加資格確認申請の取り下げ(書面に限る。)又は入札辞退を行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取り下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

同種工事の経験については、要件が複数(例:「林道の新設工事(林道規格2級以上)」及び「治山事業(溪間工事又は山腹工事)」)の場合は、要件毎にそれぞれ1件、経験を記載すること(一方の要件に係る経験のみ記載の場合は同種工事の経験等と見なさない)ので注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事1件でよい。)

③ 契約書の写し等(添付資料)

様式2の施工実績においては、①施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分)、②同種工事が確認できる書類の写し(仕様書、工事数量内訳書等で工種、数量が確認できる部分)を添付すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されており、その内容が①、②を確認できる場合は、登録内容確認書(工事实績)の写し(①、②が確認できる部分)を施工証明とすることができる。

様式3の配置予定技術者の工事経験については、①施工経験としての記載した工事に係る契約書の写し、②同種工事が確認できる書類の写し、③監理技術者、主任技術者として従事したことが確認できる書類の写し(施工計画書等で従事実績が確認できる部分)を添付すること。なお、当該工事がCORINSに登録されており、その内容が①、②、③を確認できる場合は、登録内容確認書(工事实績)の写し(①、②、③が確認できる部分)を施工証明とすることができる。

必要書類がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

④ 工事成績評定通知書の写し

様式2の施工実績、様式3の配置予定技術者の施工経験において記載した同種工事が、平成17年10月1日以降に完成、引渡しされた森林管理局長等の発注した工事の場合は工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、様式2の施工実績、様式3の配置予定技術者の施工経験において記載した同種工事が同一の場合は、一方を省略できる。

また、様式3には、配置予定技術者が有する資格を証明する書類の写し及び本店・営業所等の専任技術者として登録されている者の氏名が確認できる資料を添付すること。

⑤ 経営の状況等

本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料を添付すること。

(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書で局長から通知している「資格確認通知書」の写しでもよい。)

⑥ 社会保険等加入状況

健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出の義務(当該届出の義務がない者を除く。)を履行していることが確認できる直近の建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する直近の通知書(総合評定値通知書)の写しを添付すること。

(4) 競争参加資格確認資料の作成説明会

原則として実施しない。

(5) (1)の期間内に資料の提出がない場合(必要書類の未提出等も含む)又は資料の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。なお、記載内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとし、抽象的内容(丁寧に施工する等)の記載は認めない。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、電子入札システムによる申請者には電子入札システムで、紙入札方式の申請者には書面で、競争参加資格の有無を平成28年12月20日までに通知する。

なお、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(7) 競争参加資格確認申請資料のヒアリング

ヒアリングについては、原則として実施しない。

(8) その他

- ① 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして、分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

7. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限:平成29年1月5日 17時00分まで。
ただし、上記期限内の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)
 - ② 提出場所:上記3の(9)の①に同じ。
 - ③ 提出方法:持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。(郵送による場合は提出期限必着)
- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成29年1月10日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- (3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。
 - ① 閲覧期間:平成29年1月10日から平成29年1月14日までの休日を除く毎日9時00分から17時00分まで。
 - ② 閲覧場所:(1)の②に同じ。
- (4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面(様式自由)により再苦情を申し立てることができる。
 - ① 提出期限:(2)の回答書を受け取った日から7日(休日を除く。)以内
 - ② 提出場所:(1)の②に同じ。
 - ③ 提出方法:持参又は郵送(書留郵便に限る。)による(郵送による場合は提出期限必着)。
- (5) 再苦情の申立てについては、近畿中国森林管理局入札監視委員会で審議する。
- (6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、次の内容を書面により回答する。
 - ① 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由
 - ② 申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

8. 入札説明書及び閲覧図書等に対する質問

- (1) この入札説明書及び閲覧図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。
 - ① 受領期間:平成28年12月3日から平成28年12月30日まで。
持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)
 - ② 提出場所:上記3の(9)の①に同じ。
 - ③ 提出方法:書面の持参又は郵送(書留郵便に限る。)(締切日必着)による。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供するほか、書面により回答する。
また、(1)の質問及び回答書の内容を次のとおり閲覧に供するとともに、近畿中国森林管理局のホームページに随時掲載する方法により公表する。
 - ① 閲覧期間:入札公告の翌日から開札日前日までの休日を除く毎日、9時00分から 17時00分まで(12時から13時までを除く。)

② 閲覧場所：(1)の②に同じ。

9. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 電子入札システムによる入札の開始は、平成29年1月5日 9時00分、締め切りは、平成29年1月11日 10時00分。
- (2) 紙入札による入札の場合は、平成29年1月11日 10時00分までに広島森林管理署会議室へ持参のうえ入札すること。
- (3) 開札は、平成29年1月11日 10時30分に広島森林管理署会議室において行う。
- (4) 紙入札方式による入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。

10. 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は入札書は、紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
ただし、分任支出負担行為担当官の判断により、3回目以降の入札を行う場合がある。
- (4) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：納付
ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。
 - ① 利付き国債の提供
 - ② 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証。
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

12. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出をすること。
工事費内訳書の様式は自由であるが、数量、単価、金額等については、必ず記載すること。
【電子入札方式の場合】
 - ① 提出方法：工事費内訳書を6の(1)の③に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。
 - ② 郵送について：工事費内訳書が3MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送（締切日時必着）で提出すること。郵送で提出する場合には、工事費内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送にあたっては、書留郵便を利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記アからエの内容を記載し

た書面(自由様式)を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

ア 郵送する旨の表示

イ 郵送する書類の目録

ウ 郵送する書類のページ数

エ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送の場合の提出先は、上記3の(9)の①に同じ。

- ③ ファイル形式:電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、6の(1)の③と同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

[紙入札方式の場合]

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

(2) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

(3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要。)を行った工事費内訳書を提出すること。

分任支出負担行為担当官が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、当該工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

工事費内訳書を無効とするもの

- ① 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)

ア 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

イ 内訳書とは無関係な書類である場合

ウ 他の工事の内訳書である場合

エ 白紙である場合

オ 内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより内訳書が提出される場合は除く)

カ 内訳書が特定できない場合

キ 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

- ② 記載すべき事項が欠けている場合

ア 内訳の記載が全くない場合

イ 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

- ③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

ア 他の工事の内訳書が添付されていた場合

- ④ 記載すべき事項に誤りがある場合

ア 発注者名に誤りがある場合

イ 発注者件名に誤りがある場合

ウ 提出業者名に誤りがある場合

エ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

- ⑤ その他未提出又は不備がある場合

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、林野庁電子入札システム運用基準に定める立会官を立ち合わせて行う。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

14. 入札の無効

(1) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び入札説明書・入札者注意書(「近畿中国森林管理局HP」-「公売・入札情報」-「入札情報」の各種様式・約款にある必要なファイルをダウンロードすることにより交付)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

- (2) 当該事業の入札において、次の各号のいずれかの不正な行為を行なった者による入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- ① 自身又は特定の事業者が入札に参加可能となるよう、又は不可能となるよう参加資格要件を変えるよう発注担当職員に対し要求する行為。
 - ② 自身又は特定の事業者が入札に参加が可能となるよう、又は不可能となるよう入札参加資格審査に圧力をかけるような要求行為。
 - ③ 非公開または公開前における設計金額、予定価格、見積金額又は予決令第85条に基づく調査基準価格及びこれらが類推できる因子等を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
 - ④ 非公開又は公開前における総合評価落札方式における技術点を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
 - ⑤ 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
 - ⑥ 入札参加者名を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為
 - ⑦ 入札に先立って提出される技術提案書等の資料に関し、その内容について助言や確認、修正を要求する行為。
 - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、自身又は他の事業者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為。
- (3) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すことができるものとする。
- (4) 上記(1)から(3)に該当する事実が契約後に確認された場合は、発注者は国有林野事業工事請負契約約款第46条1項10号を適用し契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

15. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 有効な入札を行った入札者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。
ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合、又はくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

16. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS(一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム)等により配置予定の主任技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、技術者を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他分任支出負担行為担当官が認める事由等による場合。
- (2) 請負者の責によらない理由により工事の中止がなされ又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合。
- (3) 工場から工場以外の場所へ工事の現場が移行する時点(橋梁等工場製作を含む工事の場合)。
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合(大規模な工事の場合)。
いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、配置する主任技術者等の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験であって、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

17. 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとし、落札決定の日から起算して7日を目安に契約を締結するものとする。

18. 支払条件

(1) 前金払:有

ただし、契約額が300万円以上の工事に限る。

(2) 中間前金払:無(本工事は工期が150日未満につき該当しない。)

部分払:有(落札者の選択事項であり選択するものとする。)

19. 関連情報を入手するための照会窓口

上記3の(9)の①に同じ。

20. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、6の(3)の②の資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

なお、建設業者においては、建設業法上、その営業所ごとに専任の技術者を置くことになっており工事の主任技術者等は原則兼務できないことに留意すること。

(4) 電子入札システムは土曜日、日曜日及び祝日等を除く、9時から17時まで利用することができる。

(5) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

[システム操作・接続確認等の問い合わせ先]

農林水産省電子入札センターヘルプデスク

受付時間:土日、祝日及び年末年始を除く、9時から16時(12時から13時までを除く。)

電話:048-254-6031

Fax:048-254-6041

e-mail:help@maff-ebic.go.jp

(6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

(7) 第1回目入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を電子メールにより送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

(8) 受注者は、工事の施工のために下請契約を締結する場合、原則として、社会保険未加入建設業者を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。)の相手方にはできない。

(9) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

(10) 林道工事標準仕様書、林道工事施工管理基準及び国有林野事業工事請負契約約款については、当局ホームページを参照すること。

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等(以下「発注工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

様式1

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 (印)
Fax番号

平成 年 月 日付けで入札公告のありました〇〇〇工事に係る競争に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと、入札公告の2(3)、(8)、(9)及び(11)の条件を満たすこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告の2(4)に定める同種工事の施工実績を記載した書面(様式2及び添付資料)
- 2 入札公告の2(5)に定める配置予定の技術者の状況等を記載した書面(様式3及び添付資料)
- 3 入札公告の2(5)③に定める本店、営業所等の専任技術者の氏名が確認できる資料
- 4 入札公告の2(7)に定める工事成績評定通知書(該当する場合のみ)の写し
- 5 入札公告の2(10)に定める本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料
- 6 入札公告の2(12)に定める届出の義務の履行が確認できる資料

(備考)1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

2 承諾を得て紙入札方式の場合、返信用封筒として表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵送料金の切手(392円分)を貼った長形3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

3 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

〇/〇

同種の工事の施工実績
会社名:

同種工事:入札説明書4-(4)による

項 目		
工 事 名 称 等	工 事 名	
	発注機関名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	平成 年 月 から 平成 年 月
	受注形態等	単 体 / 共 同 企 業 体 (出 資 比 率)
	CORINS登録有無	有(CORINS登録番号) 無
工 事 概 要 等	工 種	
	規模・寸法	
備 考		

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 平成13年4月1日から平成28年3月31日までの間に元請けとして、完成、引渡しを完了した同種工事の中から、代表的なものを1件記載する。
ただし、同種工事の要件が複数(例:「林道の新設工事(林道規格2級以上)」及び「治山事業(溪間工事又は山腹工事)」)の場合は、要件毎にそれぞれ1件、実績を記載すること(一方の要件に係る実績のみ記載の場合は同種工事の実績等と見なさない)ので注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事1件でよい。)
- 3 施工実績においては、①施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分)、②同種工事が確認できる書類の写し(仕様書、工事数量内訳書等で工種、数量が確認できる部分)を添付すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されており、その内容が①、②を確認できる場合は、登録内容確認書(工事実績)の写し(①、②が確認できる部分)を施工証明とすることができる。
- 4 森林管理局長等が発注した同種工事で、平成17年10月1日以降に完成、引渡しを完了した工事については、工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認められない。

〇/〇

様式3

配置予定の技術者の状況

会社名

項目	氏名		
最終学歴	(主任技術者名) ○○○○		
土木工事に関する実務経験年数	○○大学○○学科 年卒業		
法令による資格	一、二級土木施工管理技士、一、二級建築機械施工技士、技術士(森林土木)林業技士(森林土木部門)等 (取得年月日、登録番号)		
工事経験の概要	工事名		
	発注機関名		
	施工場所	(府県名・市町村名)	
	契約金額		
	工期	平成 年 月 から 平成 年 月	
	従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者	
	工事内容(工種)		
	受注形態等 CORINS登録の有無	単体 / 共同企業体(出資比率) 有(CORINS登録番号)・無	
申請時に おのける 状況	工事名		
	発注機関名		
	工期	平成 年 月 から 平成 年 月	
	従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者	
ヒアリング対象者	本工事と重複する場合の 対応措置	例) 本工事に着手する前の0月0日から後片 づけ開始予定のため本工事に従事可能	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号)・無	
本店・営業所等の専任技術者	専任技術者 △△ △△		

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の対応措置等を記入すること。なお、配置予定技術者として複数の候補技術者を記載できる。
- 3 工事経験の概要については、平成13年4月1日から平成28年3月31日までの間に完成・引渡し完了した同種工事の施工実績を有する代表的な1件を記入する。
ただし、同種工事の要件が複数(例:「林道の新設工事(林道規格2級以上)」及び「治山事業(溪間工事又は山腹工事)」)の場合は、要件毎にそれぞれ1件、経験を記載すること(一方の要件に係る経験のみ記載の場合は同種工事の経験等と見なさない)ので注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事1件でよい。配置予定技術者の工事経験については、①施工経験としての記載した工事に係る契約書の写し、②同種工事が確認できる書類の写し、③監理技術者、主任技術者として従事したことが確認できる書類の写し(施工計画書等で従事実績が確認できる部分)を添付すること。
なお、当該工事がCORINSに登録されており、その内容が①、②、③を確認できる場合は、登録内容確認書(工事実績)の写し(①、②、③が確認できる部分)を施工証明とすることができる。
- 4 森林管理局長等が発注した同種工事で、平成17年10月1日以降に完成・引渡し完了した工事については、工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、工事成績評定点が65点以上のものに限る。
- 5 配置予定技術者が有する資格について確認できる資料を添付すること。
- 6 施工体制確認のためのヒアリング対象者については、ヒアリング対象者欄へ「0」を記入すること。
- 7 建設業法第7条第2号、第15条第2号に規定する本店・営業所等の専任技術者として登録された者の氏名が確認出来る資料を添付すること。